事業総合賠償責任保険 STARs 海外版(WorldRisk®限定型)の 補償内容についてのご案内 (2020年7月1日以降保険始期契約用)

このご案内では、事業総合賠償責任保険 STARs 海外版(WorldRisk®限定型)の主な保険金の概要についてご説明しています。 ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員 または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

基本となる補償における保険金の種類

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合は、その価額を控除した額となります。なお、損害防止軽減義務または求償権保全義務を怠った場合には、防止軽減することができたと認められる額を控除してお支払いします。
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために支出した費用の うち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、 治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用をいいます。
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用をいいます。
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用をい います。
訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業 員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用をいいます。
被害者治療等費用 (1事故300万円限度、被害者 1名10万円限度)	仕事の遂行または海外対象施設(注1)での事故により、他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者(注2)が被害者に支払う治療費用をいいます。ただし、事故日から1年以内に生じた費用に限ります。なお、被保険者(注2)が損害賠償責任を負担する場合は、既にお支払した被害者治療等費用を損害賠償金に充当します。
リコール費用 (1事故・保険期間中500万円 限度、自己負担額:1事故10万 円、縮小支払割合:1事故90%)	記名被保険者(注3)が回収等を実施することに伴い負担する次に掲げるリコール費用で、弊社が必要かつ有益と認めた費用をいいます。ただし、被保険者(注2)が回収等を開始した時から1年またはこの保険期間の終了日から2年を経過した日のいずれか早い時までに記名被保険者(注3)が負担した費用に限ります。 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。) 回収する生産物または代替品の輸送費用 回収した生産物の一時的な保管のために臨時に賃借する倉庫等の施設借上費用 回収した生産物の廃棄費用 生産物の回収等を実施するために要する交通費、宿泊費、超過勤務手当、臨時雇用費用(派遣受入れ費用を含みます。)

- (注1)海外対象施設とは、記名被保険者(注3)が仕事の遂行のために日本国外において所有、使用または管理する次に掲げる施設(敷地内における動産および不動産を含みます。)をいいます。
 - ア、見本市、博覧会、展示会またはそれらに類似の催事において設営されるブース、展示区画などの仮設の施設
 - イ. 記名被保険者(注3)が占有し、現実に使用している施設で上記ア、以外のもの。ただし、子会社または関連会社が占有し、使用している施設を含みません。
- (注2)被保険者とは、記名被保険者(注3)および保険の約款で被保険者として規定された方をいいます。補償対象となるリスクやセットされるオプション特約により異なります。
- (注3) 記名被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載され、この保険の補償を受けられる方をいいます。
- (注4) 支出にあたり事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。